環境県民局 資　　料	Ｎｏ.13

令和８年 11 月 19 日
課　名　環境県民局環境政策課
担当者　課長　秋山
内　線　2910

「第６次広島県環境基本計画」の策定について

１　要旨・目的

本県の環境に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「第６次広島県環境基本計画」を策定した。

２　現状・背景

第５次広島環境基本計画の振り返りで見えた課題、社会情勢の変化、国の第６次環境基本計画の方向性、県議会や県民意見募集（パブリックコメント）等の意見を踏まえてとりまとめ、広島県環境審議会から適当と認める旨の答申を受け策定した。

３　計画の概要

(1) 計画の位置づけ

○　「安心▷誇り▷挑戦　ひろしまビジョン」における環境分野の分野別計画
○　広島県環境基本条例第９条第１項に基づく環境の保全に関する基本的な計画

(2) 計画期間

令和８（2026）年度～令和 12（2030）年度（５年間）

(3) 施策体系

施策区分	施策の方向性
Ⅰ　ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進	１　省エネルギー対策等の推進
	２　再生可能エネルギーの導入促進
	３　カーボンサイクルの推進
	４　気候変動への適応策の推進
Ⅱ　循環型社会の実現	１　循環経済への移行に向けた資源循環の推進
	２　廃棄物処理システムの更なる充実・強化
Ⅲ　地域環境の保全	１　良好な大気環境の確保
	２　健全な水環境の保全・管理
	３　化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全
	４　プラスチックごみの海洋流出防止対策
	５　地域環境の維持・向上
Ⅳ　自然環境と生物多様性の保全	１　自然資源の持続可能な利用
	２　生態系の健全な維持管理
Ⅴ　環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり	１　環境学習・自主的な環境活動等の推進
	２　環境関連産業の振興
	３　環境配慮の仕組みづくり

(4) 推進体制と進行管理

・県民、事業者、市町や関係部局と連携を図りながら、着実に施策を推進する。
・毎年度、施策や事業の実施状況及び環境の状態を把握し、計画の点検を行うとともに、環境白書に公表し、PDCA を回していく。

４　その他（関連情報等）

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-b2-plan22-keikaku.html
（広島県ホームページ：「第６次広島県環境基本計画」）

広島県

ENERGY OF PEACE ひろしま

概要版

環境にやさしい
広島づくりと
次代への継承



第6次

広島県環境基本計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

持続可能な広島の未来へ
環境による「価値」の創造に向けて

令和8年10月

これは音声コードです。
目の不自由な方への情報提供を目的にしています。

広島県環境基本計画とは

・「広島県環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を定めたもので、「安心▶誇り▶挑戦　ひろしまビジョン」の環境分野の分野別計画
・県民、事業者等のあらゆる主体の協力による取組を進めるための指針としての役割

策定の趣旨

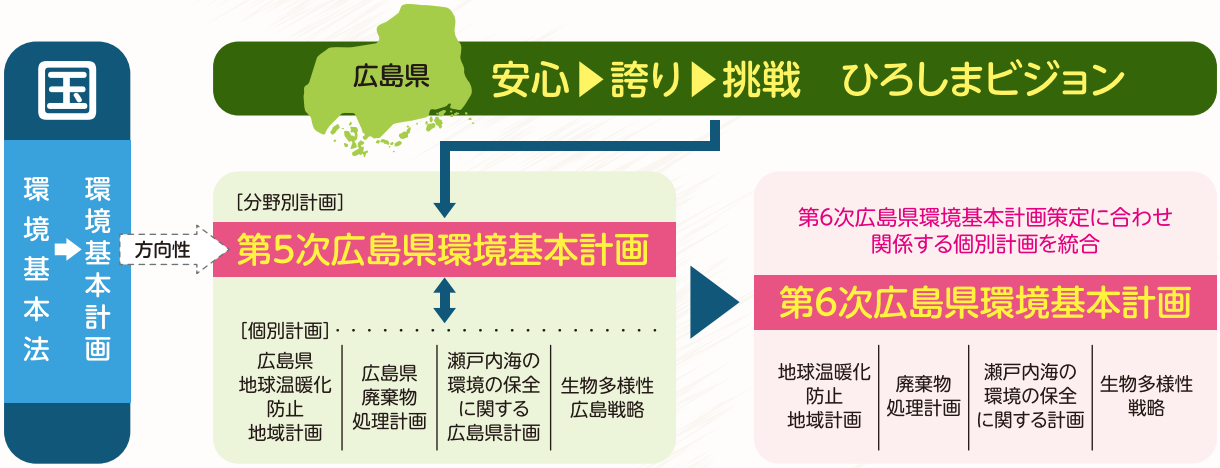
社会情勢の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、「第6次広島県環境基本計画」を策定しました。

社会情勢

・世界的な3つの危機（気候変動、汚染、生物多様性の損失）への対応に向けた取組
・環境の取組の視点の変化

関連計画との統合

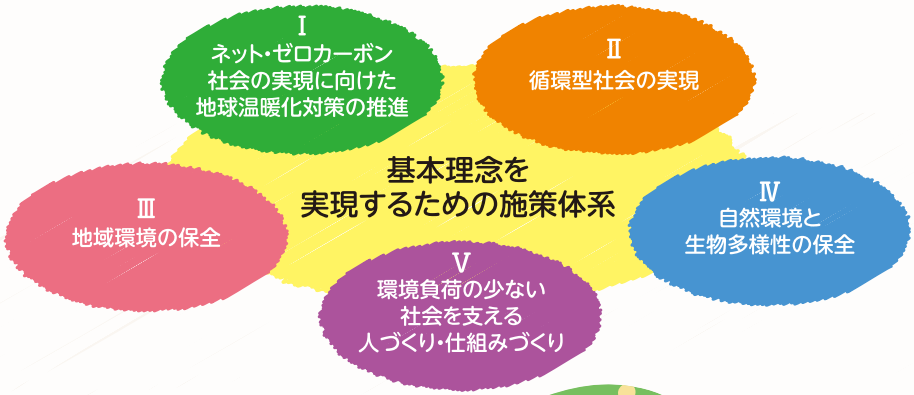
環境法令に基づき策定している各種計画について、県民・事業者に対し、環境施策を総合的に分かりやすく伝える観点から、統合して策定しました。



基本理念

環境にやさしい広島づくりと次代への継承

～持続可能な広島の未来へ 環境による「価値」の創造に向けて～



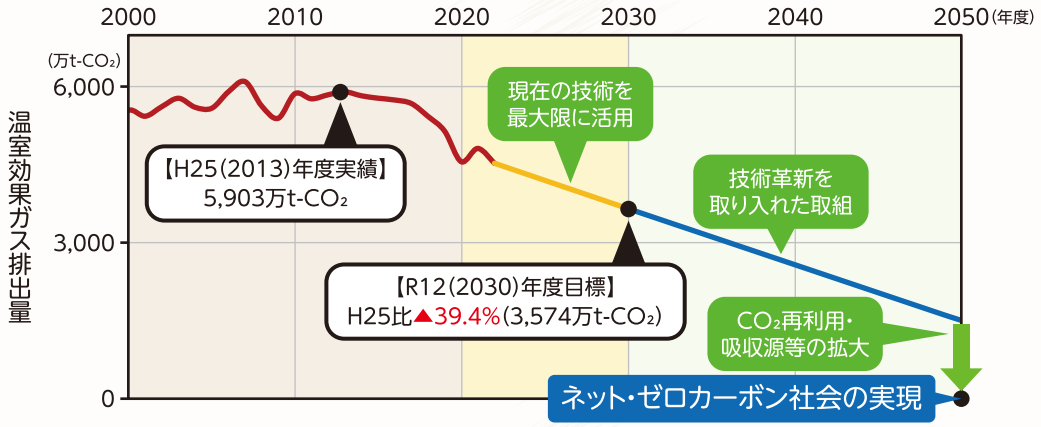
これは音声コードです。
目の不自由な方への情報提供を目的にしています。

注力する取組

1 ひろしまネット・ゼロカーボンの推進

事業者への支援や県民の行動変容の促進により、事業活動の脱炭素化や脱炭素型ライフスタイルへの転換を図るとともに、大崎上島のカーボンリサイクル実証拠点と連携した技術開発等を通じて、ネット・ゼロカーボン社会への移行を目指します。

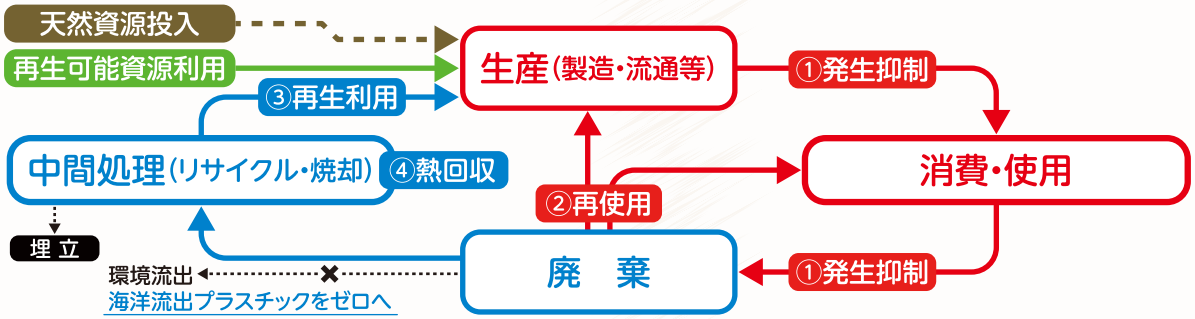
令和12(2030)年度までの温室効果ガス削減目標を、平成25(2013)年度比で▲39.4%



2 海洋プラスチックごみ対策を軸とした循環経済の形成



資源の消費や廃棄物の発生など、環境への負荷を低減するとともに、廃棄物を再生資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につなげる循環経済へ移行していきます。





3 生態系の保全と持続可能な活用

自然公園施設の機能強化や魅力の情報発信により県民が将来にわたって自然に触れ合い楽しめる機会や生物多様性を学ぶ機会を増やし、自然環境保全や野生生物保護の重要性に対する理解醸成を進めることで、地域資源を活かした社会経済活動と自然環境の保護活動が調和した地域社会の構築を目指します。

これは音声コードです。
目の不自由な方への情報提供を目的にしています。

Ⅰ ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

《目指す姿(5年後)》

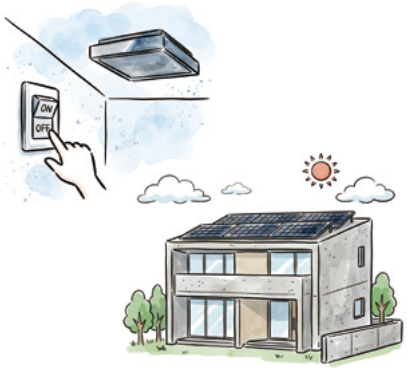
ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、省エネ住宅や省エネ家電等の普及・拡大や、生産・加工・流通・消費の各段階における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用が進み、二酸化炭素の排出をできるだけ抑えた暮らしや事業活動が定着しています。加えて、資源としての二酸化炭素の再利用や石油由来プラスチックからの代替などを促進し、環境と地域経済の好循環を図りながら、広島型カーボンサイクル構築の取組が加速しています。

取組の方向

① 省エネルギー対策等の推進

- 中小企業等に対する「脱炭素経営」視点での伴走型支援
- 家庭での省エネ・脱炭素行動の定着促進
- 脱炭素に取り組む人材育成の支援
- 断熱性能の高い省エネルギーの建築物、住宅の普及推進

みんなで挑戦 未来につながる
2050 ひろしま
ネット・ゼロカーボン



② 再生可能エネルギーの導入促進

- 地域共生、環境に配慮した太陽光発電の促進
- 市町、地元団体等と連携した小水力発電等の導入促進・環境づくり
- 廃棄物や下水道など未利用エネルギーの有効活用

③ カーボンサイクルの推進

- 広島型カーボンサイクル構築に向けた研究開発支援等による社会実装の推進
- 森林吸収源やブルーカーボンに係る認証制度の普及・推進
- 林業経営を通じた森林の持続的な経営管理



④ 気候変動への適応策の推進

- 気候変動適応に係る情報収集及びそれに基づく知見の発信
- 熱中症の予防や対策に関する普及啓発
- 農林水産分野等における気候変動適応策の推進

主な指標

項目	単位	基準値		現状値		目標値(R12)
温室効果ガス排出量(削減率)(県全体)	万t -CO_2	H25	5,903	R4	4,438 (▲24.8%)	3,574 (▲39.4%)
二酸化炭素排出量(産業)	万t -CO_2	H25	4,094	R4	3,144 (▲23.2%)	2,685 (▲34.4%)
二酸化炭素排出量(民生[家庭])	万t -CO_2	H25	579	R4	431 (▲25.4%)	246 (▲57.4%)

これは音声コードです。
目の不自由な方への情報提供を目的にしています。

Ⅱ 循環型社会の実現

《目指す姿(5年後)》

廃棄物が適正かつ効率的・安定的に処理されているとともに、新たな資源の投入量・消費量を抑えつつ、発生した廃棄物が素材ごとに高度に選別され、資源として再生利用されることにより、循環経済が構築されています。

取組の方向



① 循環経済への移行に向けた資源循環の推進

・動静脈連携によるライフサイクル全体での効率的なプラスチック資源循環の推進
・事業者及び市町等の各主体と連携した食品ロス削減の推進
・建設廃棄物のリサイクルの高度化の推進
・太陽光パネルやリチウムイオン電池などのリサイクル困難物に対応した取組の推進



② 廃棄物処理システムの更なる充実・強化

・産業廃棄物のトレーサビリティ強化及びドローン等を活用した監視指導の徹底
・廃棄物処理施設における維持管理基準の指導等による適正処理の確保
・市町や警察等、関係機関と連携した不法投棄、不適正処理事案の対応
・少子高齢化など社会環境の変化に対応する、効率的・安定的な一般廃棄物処理体制の確保
・能登半島地震で明らかとなった課題を踏まえた災害廃棄物処理体制の拡充



主な指標

項目	単位	現状値		目標値(R12)
1人1日当たりの排出量(一般廃棄物)	g	R6	821	790
産業廃棄物の再生利用率	%	R6	69.3	71.2
廃プラスチック類の再生利用率(産業廃棄物)	%	R6	80.5	88.7
がれき類の再生利用率(産業廃棄物)	%	R6	95.3	97.0
産業廃棄物の不法投棄件数(10t 以上)	件／年	R7	1※	1以下

※≪参考≫R3～R7実績平均値1.0件

これは音声コードです。
目の不自由な方への情報提供を目的にしています。

Ⅲ 地域環境の保全

《目指す姿(5年後)》

大気・水・土壌等が環境基準に適合した状態が引き続き保たれています。また、海洋プラスチックごみによる新たな汚染がゼロになる仕組みの構築や、海洋生分解性プラスチック等の開発・普及促進の取組が進んでいるとともに、かき養殖に由来するごみの流出防止対策の徹底が図られることにより、本県の宝である瀬戸内海の環境が保全されています。さらに、これらの情報が県民へ適切に発信されることで、安全・安心に生活できる良好な地域環境が確保されています。

取組の方向

① 良好な大気環境の確保

・光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)などの大気汚染物質の常時監視及び緊急時の迅速な情報提供
・アスベストの飛散・暴露防止のための建築物解体工事における監視指導
・騒音、振動、悪臭の防止対策の推進



② 健全な水環境の保全・管理

・公共用水域及び地下水における水質の保全・管理
・瀬戸内海の水質及び沿岸域の保全、生物の生息環境の整備、栄養塩類管理計画の策定

③ 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

・化学物質の管理徹底及び排出抑制の推進
・ダイオキシン類及び土壌汚染対策の推進
・PFAS等による新たな汚染への対応



④ プラスチックごみの海洋流出防止対策

・プラスチックの使用量削減に係る取組の社会実装の促進
・漏洩防止効果のあるごみ箱への転換等によるプラスチックごみの流出防止
・漁業系資材の機能向上、適正処理等による流出防止の徹底
・海岸等における実態調査

⑤ 地域環境の維持・向上

・県内主要企業との環境保全協定の締結及び監視
・環境汚染事故時における関係機関と連携した適切な対応

主な指標

項目	単位	現状値		目標値(R12)
大気環境基準達成率(二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素) 水質環境基準達成率(重金属等有害物質) ダイオキシン類環境基準達成率(大気、公共用水域、土壌)	%	R7	100	100
特定事業場(協定工場)から排出されるばい煙の排出基準適合率	%	R7	100	100
特定事業場から排出される排出水の排水基準適合率(重金属等有害物質)	%	R7	100	100
事業者によるダイオキシン自主測定の排出基準適合率	%	R7	100	100
3品目(ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋)の海岸漂着物量	t	R7	1.55	1.06
県内河川及び河口付近でのプラスチックごみの重量	t	R6	0.85	0.74
プラスチックごみ削減の必要性を理解して行動している県民の割合	%	R7	54	62

これは音声コードです。
目の不自由な方への情報提供を目的にしています。

Ⅳ 自然環境と生物多様性の保全

《目指す姿(5年後)》

自然公園等施設が、身近な自然や生きものとのふれあいの場として、安全で快適に楽しみながら県民に広く利用されているとともに、貴重な生きものに関する環境学習や保護活動の情報が得られ、自然環境保全や野生生物保護管理の重要性の理解が深まっています。

取組の方向

① 自然資源の持続可能な利用

・県民のニーズ等を踏まえた自然公園等施設の改修
・効果的な情報発信
・環境保全地域等における開発行為や動植物の捕獲採取等の規制による健全な自然環境の保全
・「自然共生サイト」の登録に取り組む事業者等との情報共有・連携による生物多様性の保全活動の促進





② 生態系の健全な維持管理

・野生生物の生息地維持等による生態系の保全活動の推進
・生物多様性に対する理解促進のための観察会やパネル展示
・イノシシやツキノワグマ等の人里への出没対策・被害防止対策
・外来生物の侵入防止や防除対策
・野生動物を介した感染症の監視や拡散防止

主な指標

項目	単位	現状値		目標値(R12)
「暮らしている地域では、身近に自然を感じることができる」の偏差値	―	R6	53.1	54.2
自然公園等利用者数	万人	R7	801	801
生物多様性の意義の認知度	%	R6	22.3	40
鳥獣による人身被害件数	件	R7	7	0

これは音声コードです。
目の不自由な方への情報提供を目的にしています。

Ⅴ 環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり

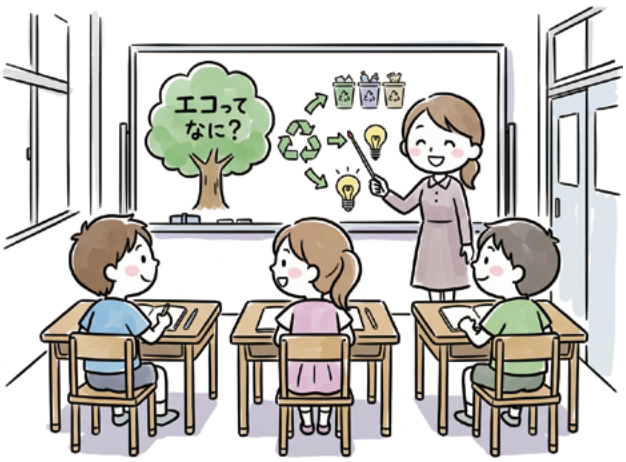
《目指す姿(5年後)》

県民や事業者が環境問題を自らの問題として捉え、環境と経済・生活のどちらかではなく、どちらも追求する社会となるよう、環境保全に取り組む人材が育成され、地域や企業において具体的な活動が行われています。

取組の方向

① 環境学習・自主的な環境活動等の推進

・県民への環境配慮・実践行動に向けた啓発広報の実施
・自主的な環境活動を行う団体等への支援



② 環境関連産業の振興

・環境・エネルギー産業の集積、研究開発の推進

③ 環境配慮の仕組みづくり

・環境マネジメントシステム等による環境に配慮した事業活動の普及促進
・県自らの脱炭素やグリーン購入等による環境配慮率先行動

主な指標

項目	単位	現状値		目標値(R12)
環境保全活動等に取り組んでいる県民の割合	%	R5	69.8	75
日常生活で環境保全を意識している県民の割合	%		—	80

計画の推進

・**各主体**……県　民:日常生活における自主的・積極的な環境配慮行動の実践
事業者:事業活動における環境負荷の低減への取組
市　町:地域の住民・事業者等への支援、活動の促進など地域に密着した施策の推進
県　:県民、事業者及び市町などの取組支援や各主体間の連携促進

・**計画の進行管理**…施策・事業の取組状況を毎年度把握し、環境白書により公表します。

広島県環境県民局環境政策課　〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL：(082)513-2911　FAX：(082)227-4815
E-mail：kankansei@pref.hiroshima.lg.jp

詳しくは広島県の環境情報サイト「ecoひろしま」をご覧ください。

ecoひろしま　検索

これは音声コードです。
目の不自由な方への情報提供を目的にしています。

第６次広島県環境基本計画

令和８年 10 月

広島県

第６次広島県環境基本計画の策定に当たって



近年、気候変動の深刻化、生物多様性の損失、海洋プラスチックごみ問題、資源制約の顕在化など、環境を取り巻く課題はますます複雑化・深刻化しており、私たちの暮らしや地域経済に大きな影響を及ぼしています。

一方で、こうした環境課題への対応は、単に負担や制約ではなく、新たな技術やサービスの創出、企業価値や競争力の向上等、地域産業の発展につながるとともに、快適で安全・安心な暮らしなど、県民の皆様一人ひとりの生活の質の向上等、新たな価値の創造にもつながる取組です。

本計画は、県民の皆様の安全・安心な暮らしを土台に、ものづくり産業の集積や、豊かな自然・都市の近接性等の本県が持つ数多くの強みを一層磨いていくことにより、環境・経済・社会の統合的な向上を目指します。

魅力あふれる広島県を将来世代へ引き継いでいくため、持続可能な社会の実現に向け、共に取り組みましょう。

令和８（2026）年 10 月

広島県知事　**横 田　美 香**

目次

第１章　基本的事項 1
１　策定の趣旨 1
２　計画の位置付け 2
３　計画の期間 2
４　これまでの取組状況 3

第２章　環境を取り巻く情勢 5
１　広島県の自然環境の特徴 5
２　環境に関する国内外の動向 6
３　社会・経済の動向 8

第３章　計画の方向性 10
１　基本理念 10
２　サブテーマ 10
３　施策体系 10
４　注力する取組 12

第４章　施策の展開 16
第１節　ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進 16
１　省エネルギー対策等の推進 16
２　再生可能エネルギーの導入促進 25
３　カーボンサイクルの推進 27
４　気候変動への適応策の推進 30
第２節　循環型社会の実現 34
１　循環経済への移行に向けた資源循環の推進 35
２　廃棄物処理システムの更なる充実・強化 41
第３節　地域環境の保全 47
１　良好な大気環境の確保 48
２　健全な水環境の保全・管理 51
３　化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全 61
４　プラスチックごみの海洋流出防止対策 62
５　地域環境の維持・向上 66
第４節　自然環境と生物多様性の保全 69
１　自然資源の持続可能な利用 69
２　生態系の健全な維持管理 71
第５節　環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり 79
１　環境学習・自主的な環境活動等の推進 79
２　環境関連産業の振興 81
３　環境配慮の仕組みづくり 82

第５章　計画の推進 85
第１節　各主体の役割 85
１　県民 85
２　事業者 85
３　行政 85
第２節　計画の進行管理 86

参考資料 87
１　指標一覧 87
２　施策体系ごとの法定計画の対応表 91
３　用語解説 93
４　第６次広島県環境基本計画の策定経緯等 99

第１章　基本的事項

１　策定の趣旨

○　本県は、世界に誇れる瀬戸内海をはじめ、緑あふれる中国山地を擁するなど、美しく豊かな環境に恵まれています。

○　一方で、経済成長に伴う都市化の進展や生活様式の変化等による自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害や廃棄物量の増大といった環境問題が発生してきました。

○　このような環境問題に対し、恵み豊かな環境を将来にわたって守り育てるため、環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本的事項を定めた「広島県環境基本条例」を平成７（1995）年３月に制定し、平成９（1997）年３月には同条例に基づき「広島県環境基本計画」を策定しました。

以来、社会情勢の変化等に合わせて見直しを行い、現在は、令和３（2021）年３月に策定した第５次広島県環境基本計画により、県民や事業者の皆様と連携・協働した取組を進めています。

○　この間においても、環境を取り巻く情勢は、2050 年カーボンニュートラルに向けた地球温暖化対策の加速、気候変動による高温や大雨といった自然災害リスクへの適応、海洋プラスチックごみ汚染や生物多様性[1]損失への対応、社会経済システムの循環経済（サーキュラーエコノミー）[2]への移行など、世界や国内で複雑に変化しており、本県においても、新たな環境課題等に対し積極的に取り組むことが求められています。

○　また、本県では、令和８（2026）年７月に県の総合計画である「安心▹誇り▹挑戦　ひろしまビジョン」を改定し、将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県を実現していくこととしています。

○　社会情勢の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、そして、本県の新たな総合計画を環境分野から推進するため、新たに第６次広島県環境基本計画を策定します。

【参考：広島県環境基本条例　前文】

わたしたちの広島は、世界に誇れる瀬戸内海をはじめ、中国山地などを擁する美しく豊かな環境に恵まれ、遠い過去から現在へとつながる時の流れの中で、生活を営み、産業を興し、個性ある文化を創り出してきた。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会活動は、環境の恵みである資源を消費し、不用物を環境に排出していく営みでもあり、環境に大きな影響を及ぼしている。

また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、自然の生態系を破壊するだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、県民・事業者・行政が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な広島を目指さなければならない。

ここに、わたしたちは、広島の健全で恵み豊かな環境を保全していくとともに、よりよい環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

1　生物多様性：自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

2　循環経済（サーキュラーエコノミー）：線形経済（リニアエコノミー）という天然資源の採取から廃棄まで一方通行型の経済システムと比べ、製品や資源の廃棄を減らして再利用を促進し、環境負荷を低減する経済システム。

２　計画の位置付け

○　本計画は、令和８（2026）年７月に改定した、県の総合計画である「安心▹誇り▹挑戦ひろしまビジョン」を環境の面から推進する環境分野の分野別計画です。

○　広島県環境基本条例第９条の規定により、環境保全に関する基本構想や環境保全に関する施策に係る基本的事項を定め、次の役割を果たすものとします。

・　環境の保全に関する長期的な目標と施策の全体像を明らかにすることにより、環境の保全に対する共通認識を形成する役割

・　環境の保全に関する計画や指針に対する上位計画として基本的方向を与え、環境の保全に関する諸施策を総合化・体系化することで有機的連携を促し、環境行政の計画的な推進を可能にする役割

・　県民、事業者等のあらゆる主体の協力による取組を進めるための指針としての役割

・　環境に影響を及ぼす可能性のある各種計画の策定や施策の実施に対して、環境保全との調和・調整を図る上での指針としての役割

○　また、本計画は次の法定計画として位置付けます。

・　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第３項に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）

・　気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に規定する地域気候変動適応計画

・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第５条の５に規定する都道府県廃棄物処理計画

・　食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）第 12 条に規定する都道府県食品ロス削減推進計画

・　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第４条に規定する瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画

・　美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）第 14 条に規定する地域計画

・　生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条に規定する生物多様性地域戦略

・　環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第８条第１項に規定する行動計画

※なお、本計画のどの部分が各法定計画に該当するかについては、91、92 ページの対応表をご確認ください。

３　計画の期間

令和８（2026）年度から令和 12（2030）年度までの５年間とします。

４　これまでの取組状況

第５次広島県環境基本計画（計画期間：令和３（2021）年度～令和７（2025）年度（令和８（2026）年10月まで延長））では、「地球温暖化対策の推進」、「循環型社会の実現」、「地域環境の保全」、「自然環境と生物多様性の保全」及びこれらと横断的に関係する「人づくり・仕組みづくり」をあわせた５つの施策体系を掲げるとともに、SDGs[3]の考え方を取り入れながら、基本理念（環境にやさしい広島づくりと次代への継承）の実現を目指し、取組を進めてきました。

ネット・ゼロカーボン社会[4]の実現に向けた地球温暖化対策の推進
・　産業部門、業務部門では中小企業の自主的な省エネルギー設備改修等を後押しするため、プッシュ型・伴走型の支援を実施しました。家庭部門では、省エネルギータイプの家電設備の導入支援や断熱性能の高い省エネルギー住宅の普及促進、うちエコ診断の受診促進を中心に取組を推進しました。 ・　地域特性を活かした再生可能エネルギー導入の強化として、太陽光発電と小水力発電[5]を軸に取組を展開しました。 ・　カーボンリサイクル[6]を核とした新たな産業集積を目指し、企業間のマッチング、県独自の研究開発支援制度等により共同研究・開発案件の創出を図りました。
循環型社会の実現
・　再生利用率が全国平均より低いがれき類や、国際的な輸入規制等を踏まえた取組強化が求められるプラスチックを重点対象とし、リサイクル施設の整備や再生資源の使用を促進するとともに、太陽光パネルやリチウムイオン電池など新製品・新素材の普及に対応したリサイクル技術の開発を支援し、エネルギー利用を含めた再生利用を推進しました。 ・　AI[7]/IoT[8]などのデジタル技術の導入を積極的に支援し、混合廃棄物の自動選別によるリサイクルの徹底や廃棄物のトレーサビリティ[9]の強化等に取り組み、デジタル技術を活用した資源循環サイクルの拡大を図りました。 ・　大規模災害に備え、市町等と連携した災害廃棄物処理体制の強化や、関係法令に基づき廃棄物の排出者や処理業者への監視・指導を徹底し、廃棄物の適正処理を推進しました。

3　SDGs：Sustainable Development Goals の略。「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（2015 年９月に国際サミットで採択）。17 のゴール・169 のターゲットから構成。

4　ネット・ゼロカーボン社会：二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、再利用等による除去量とが均衡した、温室効果ガス排出実質ゼロの社会。

5　小水力発電：小規模な水の落差や流量を利用して発電する方式。地域の水資源を活用した再生可能エネルギー。

6　カーボンリサイクル：二酸化炭素（CO_2）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

7　AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。

8　IoT：Internet of Things の略。これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品までさまざまな「モノ」をつなげる技術。

9　トレーサビリティ：産業廃棄物の処理状況が即時に排出事業者及び廃棄物処理業者によって確認できる状態のこと。近年、アプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP 事業者）のサービスにおいて、全地球測位システム（GPS）を用いた運搬経路情報や処理状況の画像情報の提供など、IT を用いて排出事業者が適正な処理を確認できる仕組みが利用され始めている。

地域環境の保全
・　大気・水・土壌等が環境基準[10]に適合した良好な状態を確保・維持するため、工場・事業場への監視・指導や、大気・河川・海域・地下水の測定・監視等を実施するとともに、その状況を毎年度取りまとめて公表しています。 ・　大気環境については、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質[11]、微小粒子状物質（PM2.5）[12]で環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダント[13]は、注意報等の発令基準を超える日があります。 ・　水環境については、人の健康の保護に関する項目は概ね環境基準を達成しています。一方､県内で排出されるCOD[14]汚濁負荷量[15]は減少傾向ですが､富栄養化[16]に伴う赤潮も依然として発生しています。 ・　プラスチックごみの海洋流出による汚染防止のため、生活系由来ごみで海岸漂着量の多い主要３品目（ペットボトル、プラスチックボトル、食品包装・レジ袋）について、使用量削減対策等の重点的な取組を実施し、３品目の海岸漂着量は目標を上回るペースで減少しています。 ・　有害性が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS[17]）が検出された事案に対しては、国が定めた対応の手引きに従い、曝露防止の取組を進めるとともに、継続的な監視調査を実施しています。
自然環境と生物多様性の保全
・　県民が身近な自然とのふれあいの場として利用できるように自然公園等施設の維持・管理を実施するとともに、民間事業者による投資と創意工夫による新たな魅力創出の試みを実施しました。 ・　希少な野生生物をはじめとする種の保存や生物多様性保全の重要性について県民の理解を高めるため、保護すべき野生生物の安定的な生息環境の保全に取り組んでいます。
環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり
・　県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供や、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣など、環境保全活動の拡大に向けた支援を行いました。 ・　事業者等が自主的に環境負荷低減を目指す環境マネジメントシステム[18]（エコアクション21[19]等）の導入に資するセミナー等を開催していますが､認証資格の取得事業者数は横ばい傾向です。

10　環境基準：環境基本法第16条の規定に基づき､「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

11　浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒径10μｍ以下の粒子（SPM)。呼吸器疾患の原因となる。

12　微小粒子状物質（PM2.5）：Particulate Matterの略。粒径2.5μｍ以下の微細な粒子で、肺の奥まで到達し健康影響が大きい。

13　光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなど酸化性物質の総称。

14　COD（化学的酸素要求量）：Chemical Oxygen Demandの略。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど汚濁の程度も大きい。

15　汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD（化学的酸素要求量)、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。

16　富栄養化：水域に窒素やリンが過剰に供給され、植物プランクトンが過剰増殖する現象。

17　PFAS：有機フッ素化合物のうち､ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して｢PFAS｣と呼び、１万種類以上の物質があり、幅広い用途で使用されていたが、有害性が指摘されており、国内外で規制やリスク管理に関する取組が進められている。

18　環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan)、②これを実行、記録し（Do)、③その実行状況を点検して（Check)、④方針等を見直す（Act）一連の手続。

19　エコアクション21：環境省が認定する環境経営システム。事業者による環境への取組を認証・登録する制度。

第２章　環境を取り巻く情勢

１　広島県の自然環境の特徴

(1) 地形・地質

広島県は、日本の中国地方の南部に位置し、北部は中国山地に、南部は瀬戸内海に面しており、面積は 8,478 ㎢です。

北から南に向けて中国山地（標高 1,000m 以上）、吉備高原面（標高 400～700m）、瀬戸内海面（標高 250m 以下）と断層によりできた３つの高さの違う平坦な地形が階段のように並んでおり、徐々に標高が下がっていく地形となっています。山地が県土の約７割を占め、全国に比べて山地が多く、低地が極めて少ないことが特徴です。

中国山地は多くの河川の源流となっています。これらの河川は、山地から瀬戸内海へと流れ込み、沖積平野を形成しています。特に、太田川下流の広島平野や、芦田川下流の福山平野は、人口や産業が集中しています。また、瀬戸内海には多数の島々が点在し、多島美と言われる独自の景観を形成しています。

地質は、流紋岩類と花崗岩類が広い面積を占めています。一般的に「広島型花崗岩」と称される花崗岩が、県内面積の約 40％を占め最も広く分布しており、表土は花崗岩が風化した真砂土で覆われています。

(2) 気候

広島県は、中国山地によって冬の季節風が、四国山地によって夏の季節風がさえぎられるため、年間を通じて晴天が多く、おおむね温暖低湿な気候となっています。また、北部の山間地帯は降水量が多く、冬季は寒冷で積雪が多い地域もあり、県全体で多様な気候を呈しています。

(3) 動植物

中国山地のブナ林や落葉広葉樹林帯には、ツキノワグマ、ヤマネ、ニホンモモンガ等の哺乳類やクマタカ等の猛禽類、ゴギ等の魚類が生息しています。

吉備高原面、瀬戸内海面の二次林（アカマツ林、コナラ林等）や田園地帯は、里山・里地として、人々の生活や営農の営みと一緒に育まれた様々な生き物の生息場所となっており、両生類のナゴヤダルマガエル、魚類のオヤニラミ、昆虫類のタガメやゲンゴロウなどのほか、本県が最後の生息地であるヒョウモンモドキが生息しています。

内陸部の河川には、上流部にゴギ、アマゴ、ヤマメが生息しています。また、イシドジョウやスイゲンゼニタナゴ等の希少な魚類のほか、オオサンショウウオや貝類のカワシンジュガイなどが生息し、水辺の豊かな生態系を形成しています。

瀬戸内海は、世界でも有数の多島海であり、穏やかな波と豊かな漁業資源に恵まれています。沿岸域の里海には、アマモやガラモ等の海草、海藻からなる藻場[20]や干潟[21]があり、多くの魚介類の産卵場所や生息場所となっています。瀬戸内海には、スナメリなどの哺乳類、アビ類（アビ、オオハム、シロエリオオハム）などの鳥類が生息するほか、ナメクジウオやカブトガニなどの貴重な生き物も生息しています。また、宮島の潮汐湿地の一部には、日本で唯一ミヤジマトンボが生息しています。

---

[20] 藻場：沿岸のアマモなど海草やガラモなど海藻が群生する区域。魚類の産卵場・生育場として重要な生態系。

[21] 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

２　環境に関する国内外の動向

令和５（2023）年のG7広島サミットで採択された首脳声明では、「我々の地球は、**気候変動、生物多様性の損失及び汚染**という３つの世界的危機並びに進行中の世界的なエネルギー危機からの未曽有の課題に直面している。」と、環境に関する３つの危機が述べられました。この課題解決のため、国内外で様々な取組が進められています。

(1) 気候変動

人間活動による温室効果ガス[22]の増加による地球温暖化によって、異常気象、海面上昇、生態系破壊など深刻な影響が生じ、人類の生存基盤を脅かすことから、温室効果ガスの排出削減及び吸収により「カーボンニュートラル[23]」を実現する必要があります。

国際的には、令和３（2021）年の気候変動枠組条約締約国会議（COP26）で、石炭火力発電所の段階的な削減等（グラスゴー気候合意）が採択されました。令和５（2023）年のCOP28では、パリ協定後初の進捗評価において1.5度目標達成のための緊急的な行動の必要性などが示され、各国の温室効果ガス削減目標の更なる引き上げが求められています。

国内では、「2050年カーボンニュートラル」に向けて、温暖化対策推進法の改正やGX（グリーントランスフォーメーション）[24]推進のための投資促進、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）[25]に基づく企業の情報開示などが進められています。さらに、令和７（2025）年２月には、新たな地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画により、令和17（2035）年度及び令和22（2040）年度の温室効果ガス削減目標や、その達成のための主な施策、非化石エネルギーへの大幅な転換などが示されました。令和８（2026）年度に一部企業での排出量取引制度[26]が開始されたほか、令和10（2028）年度には化石燃料賦課金制度[27]の開始が決まっています。

また、猛暑や豪雨などの異常気象が頻発しており、防災・減災、農林水産、健康、自然生態系などの各分野における気候変動への適応策の重要性が高まってきています。

(2) 生物多様性の損失

生物多様性の損失とは、地球上の種、遺伝子、生態系の多様性が減少することです。これにより、生態系の機能が低下し、食料や医薬品などの資源が失われ、病気の拡大や災害への脆弱性が増すなど、人類の生存基盤が脅かされてしまうため、生物多様性の損失を止め、回復させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が必要となっています。

国際的には、令和３（2021）年から令和４（2022）年の生物多様性条約締約国会議（COP15）で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、生態系を回復に向かわせるため令和12（2030）年までに地球の陸域と海域の少なくとも30%以上を保護地域として効果的に保全するという「30by30目標」などが採択されました。企業の活動に

---

22 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（平成25（2013）～令和２（2020）年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の７物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。なお、温室効果は、温室効果ガスが赤外線を吸収し再放出することで、地表温度を上昇させる現象。

23 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質排出量をゼロにすること。

24 GX（グリーントランスフォーメーション）：脱炭素社会への転換に向けた産業・社会構造の変革。

25 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）：Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。企業の気候関連リスク情報開示を促進する機構。

26 排出量取引制度：温室効果ガスの排出枠を設定し、企業間で取引できる制度。排出削減を促進する政策手段。

27 化石燃料賦課金制度：化石燃料の使用に対し課金する制度。脱炭素化へのインセンティブとして機能。

ついては、令和５（2023）年に自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を評価・開示する枠組みである自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）[28]が示され、企業における情報開示の動きが本格化してきています。

国内では、生物多様性の保全及び「30by30 目標」の達成に向けて、国立公園や都道府県立自然公園等の行政機関が定める保護地域以外に、企業や団体等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を登録する「自然共生サイト」の制度が始まっています。

一方で、外来生物[29]の定着により、従前の生態系が脅かされたり、人の健康や農林水産業の被害が生じています。また、野生鳥獣の分布拡大による市街地への出没や人身被害の発生、農林水産業への被害など、人との軋轢が深刻化しています。クマ類については令和６（2024）年に指定管理鳥獣に指定され、令和７（2025）年には一定条件下で市街地での銃猟を可能とする緊急銃猟[30]制度が創設され、野生鳥獣の管理を図るための取組が進められています。

また、自然公園の活用については、平成 28（2016）年から「国立公園満喫プロジェクト」が推進されていますが、混雑やマナー問題等に対応するため、「国立公園ならではの魅力的な滞在体験の提供」、「国立公園のブランド力向上と国内外へのプロモーション強化」、「保護と利用の好循環による地域への貢献」を柱とする「国立公園満喫プロジェクト 2026 年以降の取組方針」（令和８（2026）年３月）に基づき、取組が加速されています。

(3) 汚染（海洋プラスチック汚染、化学物質等）

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など様々な問題を引き起こしており、近年は、マイクロプラスチック[31]による海洋生態系や人体への影響が懸念されています。そのため、プラスチック製品等の流出やマイクロプラスチックの発生を防止する必要があります。

国際的には、令和元（2019）年の G20 大阪サミットにおいて、令和 32（2050）年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を日本が提案し、他国・地域に共有されるとともに、国際条約を策定する交渉が進められています。また、企業においても、プラスチックの使用削減やリサイクル推進の取組が行われています。

国内では、令和４（2022）年にプラスチック資源循環促進法が施行され、使い捨てプラスチックの削減、プラスチックごみの分別回収、リサイクルの推進が本格化したほか、様々な主体により回収や清掃等の取組が進められています。

---

28 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）：Taskforce on Nature-related Financial Disclosures の略。企業の自然資本関連リスク情報開示を促進する機構。

29 外来生物：国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。

30 緊急銃猟：人の日常生活圏に出没したクマ類・イノシシに対して一定の条件のもとで銃猟を可能とする制度で、令和７（2025）年に鳥獣保護管理法の改正により創設された。

31 マイクロプラスチック：一般に粒径 5mm 未満の微細なプラスチック粒子。海洋汚染や生態系への影響が懸念される。

また、人体への影響が懸念される有機フッ素化合物等の化学物質、建築物の解体時に飛散防止が必要なアスベスト[32]のほか、大気、水質、土壌の環境中の有害物質など、環境汚染を引き起こす物質に対して引き続き管理や監視が必要です。

3　社会・経済の動向

(1) 経済・企業における視点の変化

近年の環境危機の顕在化により、自然資本（環境）の基盤の上に経済社会活動が成立しているという認識が世界的に定着されつつあります。

その結果、人々の環境と経済の関係についての認識は、以前の「環境対策はコストである」「経済成長と環境保全はトレードオフ」から、「環境問題への対応の在り方が競争力等に影響する」という考え方が広まってきています。国内の企業においても、ESG 投資[33]の普及、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の取組の浸透とともに、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげていく動きが活発化しています。

(2) 人口減少・少子高齢化

本県の総人口は令和２（2020）年の約 280 万人から、令和 32（2050）年に約 223 万人まで減少すると推計されており、また、県全体の 65 歳以上の比率も 35%を超えるなど、人口減少と少子高齢化による構造変化の進行が予測されます。

急速に進行する人口減少により、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出やごみの排出量が減るとされる一方、世帯の少人数化や高齢化により、一人当たりのエネルギー消費量やごみの排出量が増えるといった環境負荷の増大が懸念されています。

また、中山間地域居住者の減少やライフスタイルの変化に伴い、里地の環境が変化しており、里地里山における水源涵養、災害防止、自然景観などの多面的機能や里地里山特有の生態系が失われつつあります。

このため、少子高齢化等によるライフスタイルの変化に対応した環境施策を展開していく必要があります。

(3) 急速に革新・普及が進むデジタル技術

AI/IoT 等のデジタル技術を活用した DX（デジタルトランスフォーメーション）[34]の潮流は、産業構造やビジネスモデル、働き方、暮らし方、生活スタイルそのものに変革をもたらし、社会をより便利で、快適かつ豊かなものに変える可能性を秘めています。本県では、デジタル技術を活用して、新たなサービスや付加価値を創出できる環境を整備し、県内産業の生産性向上や競争力の強化を促していくこととしています。

32　アスベスト（石綿）：天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも「大気汚染防止法」（昭和 43（1968）年）により、平成元（1989）年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

33　ESG 投資：従来のキャッシュフローや利益率などの、定量的な財務情報による投資判断に加えて、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）という非財務情報も考慮しておこなう投資手法。

34　DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を活用して、生活に関わるあらゆる分野（仕事、暮らし、地域社会、行政）において、ビジネスモデル、オペレーション、組織、文化などのあり方に変革を起こすこと。

環境施策においても、デジタル技術を積極的に活用し、エネルギー消費量の見える化や廃棄物処理施設の高度化など、環境・エネルギー分野での研究開発や施設整備を支援し、イノベーション創出につなげていく必要があります。

一方で、AI の普及や、データセンターや半導体デバイス製造工場等の関連インフラの整備に伴い、電力需要が増加すると予測されており、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの導入といった持続可能な電力供給体制の確保が求められています。

(4) 大規模災害

近年、台風や集中豪雨に伴う風水害や土砂災害、地震災害などの自然災害が激甚化・頻発化しており、全国各地で甚大な被害が発生しています。令和７（2025）年には、国において南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しが行われており、大規模地震に備えた対策の重要性が高まっています。

大規模災害が発生した際には、早期に避難生活を終わらせ生活基盤を整えるため、災害廃棄物の処理及び被災家屋の解体を迅速に進める必要があります。また、仮置場や廃棄物処理施設の周辺環境の悪化や、解体時のアスベスト飛散を抑制するための対応も必要になります。そのため、平時から県・市町・関係事業者が連携した備えを整えることが重要です。

第３章　計画の方向性

【基本理念】
環境にやさしい広島づくりと次代への継承
【サブテーマ】
持続可能な広島の未来へ　環境による「価値」の創造に向けて

１　基本理念

○　基本理念は、広島県環境基本条例前文に掲げる理念を、平成９（1997）年の当初計画策定時から継続して設定し、ひろしまビジョンに掲げる「あるべき姿（概ね 30 年後）」を見据えて、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築し、次代へ継承していきます。

ひろしまビジョンに掲げる環境分野の「あるべき姿（概ね 30 年後）」

県民や事業者が地球温暖化をはじめとする環境問題の重要性を共有し、環境と共生した生活スタイルや事業活動が定着することにより資源循環・自然共存社会が実現し、環境への負荷の少ない持続可能な社会が構築されています。

２　サブテーマ

○　５年間の計画期間での方向性として定めるサブテーマについては、社会情勢の変化等を踏まえ、県民・事業者が主体となって、環境の「価値」を高める取組を推進していくことが、企業のブランドや競争力の向上、県民の生活の質の向上という「価値」につながり、それを基盤として広島が持続的な成長・発展をしていくため『持続可能な広島の未来へ　環境による「価値」の創造に向けて』を設定します。

３　施策体系

○　基本理念の実現に向け、引き続き「ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進」「循環型社会の実現」「地域環境の保全」「自然環境と生物多様性の保全」「環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり」の５つの施策体系により総合的に推進していきます。

図表 3-1　施策体系図

ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

- １　省エネルギー対策等の推進
  - (1) 二酸化炭素排出削減対策の推進
  - (2) その他温室効果ガス削減対策の推進
- ２　再生可能エネルギーの導入促進
- ３　カーボンサイクルの推進
  - (1) 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進
  - (2) 森林などの吸収源対策の推進
- ４　気候変動への適応策の推進

循環型社会の実現

- １　循環経済への移行に向けた資源循環の推進
  - (1) 廃棄物の資源循環の推進
  - (2) プラスチック資源循環の推進
  - (3) 食品ロス削減の推進
  - (4) 建設廃棄物のリサイクルの高度化
  - (5) 新製品・新素材の普及に対応した資源循環の推進
- ２　廃棄物処理システムの更なる充実・強化
  - (1) 廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進
  - (2) 廃棄物処理施設の確保・維持
  - (3) 災害廃棄物対策の推進
  - (4) 生活排水対策（し尿等）の推進

地域環境の保全

- １　良好な大気環境の確保
  - (1) 大気質の保全
  - (2) 騒音・振動・悪臭の防止
- ２　健全な水環境の保全・管理
  - (1) 水質の保全
  - (2) 豊かな瀬戸内海
- ３　化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全
- ４　プラスチックごみの海洋流出防止対策
- ５　地域環境の維持・向上
  - (1) 総合的な環境保全対策の推進
  - (2) 身近な緑地環境と優れた景観の保全・創造

自然環境と生物多様性の保全

- １　自然資源の持続可能な利用
- ２　生態系の健全な維持管理
  - (1) 希少種の保護
  - (2) 生物多様性の保全活動の推進
  - (3) 野生生物との軋轢の解消
  - (4) 野生鳥獣を介した感染症の防止
  - (5) 外来生物の侵入及び分布拡大防止

環境負荷の少ない社会を支える人づくり･仕組みづくり

- １　環境学習・自主的な環境活動等の推進
- ２　環境関連産業の振興
- ３　環境配慮の仕組みづくり
  - (1) 事業者等による環境に配慮した取組の推進
  - (2) 県自らの率先行動

4　注力する取組

○　サブテーマの実現に向け、次の３つのポイントに注力し取組を推進します。

(1) ひろしまネット・ゼロカーボンの推進

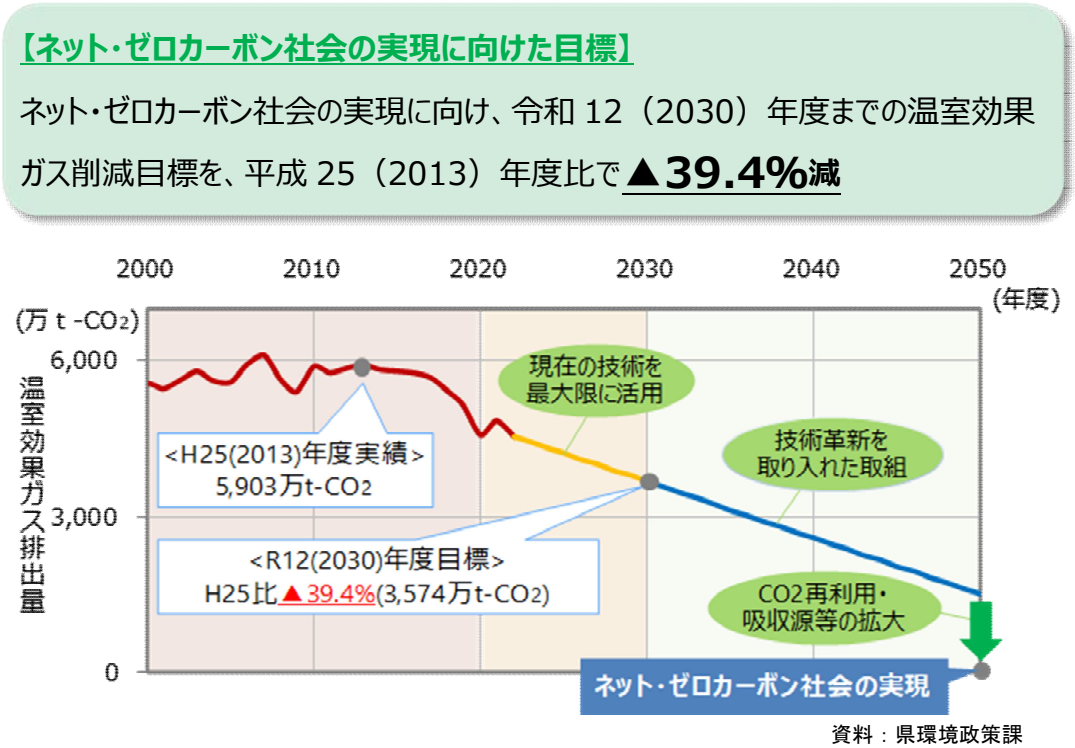
積極的な温暖化対策の推進は、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな経済成長にもつながると考えられてきています。また、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及は温暖化対策のみならず、企業や県民にとっては経済性の向上、国全体にとってはエネルギー安全保障や地政学的リスクに寄与します。

そこで、事業者の経営課題と絡めた支援や、生活において実際の行動につなげるための取組など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた機運醸成等により、より一層の省エネルギーへの対策強化や推進、再生可能エネルギーの導入促進等に取り組みます。

また、大崎上島でのカーボンリサイクル実証研究拠点と連携し、二酸化炭素を資源として回収・再利用するためのカーボンリサイクル技術・製品の事業化・社会実装を推進し、産業活動の維持・拡大と両立した経済成長を目指します。また、県土面積の７割を占める森林の吸収源対策に加え、瀬戸内海に分布している藻場・干潟や農業分野の取組を活性化させていきます。

さらに、防災・減災、農林水産、健康、自然生態系などの各分野における気候変動への適応に向けて、情報収集や、普及啓発、調査・研究などに取り組みます。

図表 3-2　広島県の温室効果ガス削減目標



資料：県環境政策課

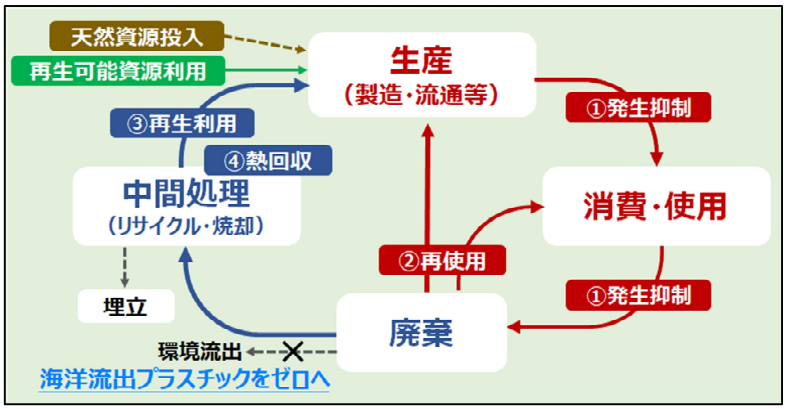
(2) 海洋プラスチックごみ対策を軸とした循環経済の形成

人口が増加し、経済が拡大する世界において、世界的に持続可能な資源の利用に向けた取組が強化される中、資源の消費や廃棄物の発生など、環境への負荷を低減するとともに、廃棄物を再生資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につなげる循環経済へ移行していく必要があります。

特にプラスチックは、利便性の高さから産業や生活で大量に消費されています。その中には、使い捨てされるものも多く、廃棄物処理により環境負荷が発生しています。また、環境に流出することで海洋汚染や生態系への悪影響が懸念されています。

そこで、これまで焼却・埋立処理されていた家庭系・事業系のプラスチックごみについて、徹底的に選別し、資源として最大限活用するとともに、高品質な再生材を安定供給させるため、リサイクルの処理工程の高度化を目指します。また、本県では、2050（令和 32）年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指して「2050 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」を令和３（2021）年に発表し、プラスチックごみの海洋流出の防止を進めており、目標の実現に向け、本計画の期間では、プラスチックの使用量削減や流出防止等の取組の社会実装を図っていきます。

図表 3-3　循環経済への移行に向けた資源循環のイメージ図



資料：県循環型社会課

(3) 生態系の保全と持続可能な活用

地球温暖化による気候変動や、海洋プラスチックごみ等による環境汚染は、種の絶滅や生息域の移動、消滅等を引き起こし、生態系サービス[35]の低下が懸念されます。生態系サービスを支えている生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるため、県民一人一人が生物多様性の重要性について理解を深める必要があります。

本県は、北部には湿原や渓谷、豪雪地帯を有する中国山地と、南部には温暖少雨で多島美を誇る瀬戸内海、そしてそれらを繋ぐ段階的な地形には高度に応じた多様な動植物の生態系が分布し、山・川・海・森のすべてが近く、自然の多様性を体験できる場所となっています。自然公園等施設の改修や魅力の発信により、豊かな自然環境をフィールドとして、県民が触れ合い楽しめる機会や、生物多様性を学ぶ機会を増やし、自然環境保全や野生生物の保護管理の重要性に対する理解醸成を進めることで、地域資源を活かした社会経済活動と自然環境の保護活動が調和した地域社会の構築を図ります。

図表 3-4　生態系サービスのイメージ



引用：環境省 HP（ネイチャーポジティブポータル）

35　生態系サービス：食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から、人間が得ることのできる恵み。「国連の主導で行われたミレニアム生態系評価（2005 年）」では、食料や水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源を提供する「供給サービス」、水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制などの「調整サービス」、精神的・宗教的な価値や自然景観などの審美的な価値、レクリエーションの場の提供などの「文化的サービス」、栄養塩の循環、土壌形成、光合成による酸素の供給などの「基盤サービス」の４つに分類している。

図表 3-5　本計画の概要図

